

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった「平成27年7月22日和歌山地方法務局岩出出張所で和歌山地方法務局岩出出張所所長と土木課職員二人、国民の代表である異議申立人の4人で話し合った際、土木課職員の一人が記録したノート原本(公文書)全部ノートごと」の公開請求(以下「本件請求」という。)について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成27年12月9日(受付は同日)、異議申立人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年12月15日、実施機関は、本件請求の対象を「平成27年7月22日に和歌山地方法務局岩出出張所において和歌山地方法務局岩出出張所所長及び土木課職員二人並びに異議申立人とで行った話合い(以下「話合い」という。)で聞き取った内容を土木課職員の一人が個人的に所有するノートにメモ書きしたもの(以下「個人メモ」という。)」と特定し、「条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないため」との理由により、拒否する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 平成28年1月4日(受付は同日)、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

拒否の決定を取り消し、本件請求に係る公文書を公開せよ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 「公文書でない」という条例からはずれた勝手な理由付けは職権濫用と言わざるを得ない。
- 2 条例は、原則として全部公開するという理念を基本としており、条例に非公開としうる行政情報を挙げているとしても基本理念に即して厳格に解

積しなければならない。

第5 実施機関の説明

個人メモは、話合いで聞き取った内容を土木課職員の一人が個人的に所有するノートにメモ書きしたものであるから、条例第2条第2項に規定する公文書には該当しないと考える。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

- (1) 本件処分の対象となった個人メモが条例第2条第2項に規定する公文書に該当するか否かについて検討する。
- (2) 本件処分の対象となった個人メモについて確認したところ、以前に本審査会において答申した答申第11号における個人メモと同一のものであることが認められた。
- (3) 答申第11号において個人メモは、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないと認めるのが相当であるとの判断をしているところ、本件異議申立てにおいても同様の判断とならざるを得ない。
- (4) よって、本件処分の対象となった個人メモは、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないと認めるのが相当である。

2 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関が偽装公文書を作成したなど「第4 異議申立ての主張の要旨」以外の種々の主張をしているが、当審査会は、条例第13条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う公開可否決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・22	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・2・23	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・3・7	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理

H28・3・10	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼
H28・3・14	異議申立人からの反論書（正副2通）の受理
H28・3・16	実施機関に対して異議申立人の反論書（副本）を送付
H28・4・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関担当者から説明の聴取